

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 6 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市条例第 3 6 号

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例

第1条 川崎市都市公園条例（昭和32年川崎市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の6第1号カ中「第21条第2項第1号」を「第22条第2項第1号」に改める。

第4条第1項中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 指定された場所以外の場所で喫煙（健康増進法（平成14年法律第103号）第28条第2号に規定する喫煙をいう。）をすること。

第28条中「同条各号」の次に「（第9号を除く。）」を加える。

第2条 川崎市都市公園条例の一部を次のように改正する。

第28条中「（第9号を除く。）」を削る。

附 則

この条例は、令和7年7月1日から施行する。ただし、第1条中第2条の6第1号カの改正規定は同年6月1日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。